

一部構成員限り

令和6年度市場検証(中間報告)

【電気通信事業者の業務の適正性等の確認】

令和7年5月9日
事務局

○ 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

- ① 検証結果(暫定)の概要
- ② 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)
- ③ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)
- ④ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(移動系)
- ⑤ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
- ⑥ 電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制の適用対象事業者としての指定対象となりうるものの、当該指定を受けていない電気通信事業者(以下「未指定事業者」という。)に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証
- ⑦ その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認

(参考資料)

・事業者アンケートについて

※本資料において、「⑤NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認 ⑥共同調達資材調達の扱い」部分を除き、主要事業者についての表記は以下のとおりとする。

NTTドコモ	株式会社NTTドコモ	NTT東	東日本電信電話株式会社
KDDI	KDDI株式会社	NTT西	西日本電信電話株式会社
ソフトバンク	ソフトバンク株式会社	NTT東西	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
楽天モバイル	楽天モバイル株式会社	NTTコム	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
NTT持株	日本電信電話株式会社	NTTコムウェア	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

① 検証結果(暫定)の概要

- 電気通信事業者の業務の適正性等の確認として、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等及びNTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等について、市場検証基本方針で定めた確認項目を定期的に確認。
- また、令和6年度の年次計画において定めた重点的検証の対象項目を確認し、未指定事業者に対して、グループ内事業者への優先的な取扱い等について把握・検証。
- 令和6年度検証における検証結果(暫定)は以下のとおり。

項目		検証結果(暫定)
重点的検証	客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証	● 不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。引き続き必要な確認を行い、今後、最終的な検証結果をとりまとめる予定。
市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)		● NTT東西の契約の相手方及び競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、具体的事例の指摘はなく、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。引き続き必要な確認を行い、今後、最終的な検証結果をとりまとめる予定。
市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(移動系)		● 競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、具体的事例の指摘はなく、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。引き続き必要な確認を行い、今後、最終的な検証結果をとりまとめる予定。
NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果		● 引き続き必要な確認を行い、今後、最終的な検証結果をとりまとめる予定。
未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証		● 未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられなかった。引き続き必要な確認を行い、今後、最終的な検証結果を取りまとめる予定。
その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認(電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認)		● 引き続き必要な確認を行い、今後、検証結果をとりまとめる予定。

項目		確認方法
重点的 検証	客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証	- 要請(※1)に基づくNTTグループ提出資料 - NTTグループ提出資料(※2)
市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(固定系)		- 要請(※1)に基づくNTTグループ提出資料 - NTTグループ提出資料(※2) - 事業者アンケート
市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認(移動系)		- NTTグループ提出資料(※2) - 事業者アンケート
NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認結果		- 要請(※1)に基づくNTTグループ提出資料 - NTTグループ提出資料(※2) - 事業者アンケート
未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証		- 未指定事業者提出資料(※2) - 事業者アンケート
その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認(電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認)		事業者アンケート

※1 「日本電信電話株式会社及びNTTグループ各社における公正競争の確保に向けて講ずべき措置について(要請)」(令和5年9月29日総務省総合通信基盤局長)

※2 事務局より発出した確認事項への回答など

**② 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による
不当に優先的な取扱い等の有無等の検証(重点的検証項目)**

- 「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表7(1)②及び別表8(1)②について、定点的に確認する情報に加え、関係事業者等から取得したデータ等に基づき、以下のA～Fの検証を行った。

A 局舎スペースの利用に関する検証

一般コロケーションや局舎スペースの利用に関して検証するため、スペースや電力のリソースがDランクとなっているビルの中で任意に抽出したNTT東西の局舎について、一般コロケーションを含めた、NTTグループ各社及び他事業者からの申込みへの対応状況のデータをNTT東西から取得し、そのデータに基づき検証を行う。

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証

NTT東西における各種手続(加入光ファイバ、中継光ファイバのほか、主要なサービス卸先事業者との光サービス卸に係る手続が想定される。)について、事業者側の対応状況の違い等も考慮しつつ、可能な範囲でNTTグループ各社に対する手続のリードタイムと他事業者に対する手続のリードタイムの平均日数を比較するなどして検証する。

C NTT東西の接続機能要望等に関する検証

NTTドコモ及び他のMNO各社から、基地局回線等の自己設置比率・NTT依存度等を把握した上で、NTT東西への基地局回線等の設置要望など、NTT東西の接続機能要望の受け入れ結果を把握し、類似の要望事例において、NTTドコモの要望のみを受け入れる等、不当に優先的な取扱いがされていないか、可能な範囲で、そうした要望事例を比較し、事後的に検証する。

D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証

禁止行為規制対象事業者からの仕入価格よりも低い価格で、グループ内の他の事業者に再卸を行っているような事業者が存在するか否かについて、各事業者の協力を得て、仕入価格や再卸価格等のデータを取得し、そのデータに基づき確認する。

E NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証

NTTドコモとNTTコムとのネットワークが一体化される場合に生じるNTTドコモとNTT東西の間におけるネットワーク調達にかかる取引の状況について、可能な範囲でNTT東西における県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者、調達価格、公募期間及び契約から運用開始までの期間のデータを得るほか、必要に応じて、競争上の問題を検証するための比較対象として、可能な範囲で他事業者におけるネットワーク調達状況(他者調達の場合の調達先事業者、調達価格)のデータを得ることにより、継続的に確認していく。

F 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証

今後、IOWNなど次世代のネットワーク構築に当たり、その設計上、光ファイバ等の設備単体での提供や様々な機能単体での提供も含め、必要なアンバンドル等が不可能とならないようにすることはもとより、ネットワーク利用の具体的意思がある他事業者が必要な機器を調達した上で、ネットワークを構築した事業者と同時に、サービスインが可能となる取組状況を確認する。

客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証結果(暫定)①

A 局舎スペースの利用に関する検証

- スペース又は電力について、Dランクが一定期間(前年9月末日時点で、3年以上)継続しているNTT東西局舎及び直近1年間(前年10月から当年9月)にCランクからDランクとなったNTT東西局舎(以下「検証対象局舎」という。)につき、以下のデータを確認した。
 - ー 直近1年間(前年10月から当年9月)における、NTTグループ各社及び他事業者からNTT東西に対する、検証対象局舎の義務コロケーション(以下「義務コロケ」という。)及び一般コロケーション(以下「一般コロケ」という。)の利用申込並びに当該利用申込への対応状況(1)利用申込・対応結果 (2)ランク変動情報の通知情報 (3)提供料金 (4)仮想コロケーションの利用申込・対応結果
- 検証対象局舎は合計で**480箇所**(NTT東:330箇所、NTT西:150箇所)であり、当該局舎への申込総数**737件**(NTT東:559件、NTT西:178件)を確認した結果は以下のとおり。
 - (1)利用申込・対応結果
- 本年度は、利用申込・対応結果について、義務コロケと義務コロケの比較、義務コロケと一般コロケの比較、一般コロケと一般コロケの比較を行った。
 - 同一局舎において、NTTグループによる義務コロケと他事業者による義務コロケの利用申込が両方存在する局舎が合計で**36箇所**(NTT東:32箇所、NTT西:4箇所)存在し、当該局舎における利用申込が合計で**200件**(NTT東:181件、NTT西:19件)存在した。これら全てについて、利用申込への対応結果を比較した。
 - 3箇所(NTT東:3箇所、NTT西:0箇所)では、他事業者は「条件付可」のみである一方、NTTグループ内に「提供可」がある事例があった。これら3箇所について、その個別要因を確認したところ、以下のとおりであった。
 - 2箇所については、当該ビルは、電力設備には空きがあるものの、スペースに空きがなかったため、スペースについてDランクで開示した。他事業者から申込があった際の利用申込リソースには、電力設備に加え、空きがないスペースも含まれており、電力設備のみしか提供できなかったことから「条件付可」として回答をした。一方、NTTグループの申込があった際の利用申込リソースは、電力設備のリソースのみであったため、「提供可」として回答した。
 - 1箇所については、当該ビルは、先行して申込があったNTTグループの電力設備の利用申込への回答タイミングでは、電力設備のリソースの空きがあったため、「提供可」として回答した。その後に申込があった他事業者からの利用申込リソースには、空きがない電力設備に加え、スペース・電力設備以外の設備が含まれており、その他設備のみしか提供できなかったことから「条件付可」として回答した。
 - 同一局舎において義務コロケと一般コロケの利用申込が両方存在する局舎が合計で**32箇所**(NTT東:20箇所、NTT西:12箇所)存在し、当該局舎における利用申込が合計で**174件**(NTT東:111件、NTT西:63件)存在した。これら全てについて、利用申込への対応結果を比較した。
 - 3箇所(NTT東:1箇所、NTT西:2箇所)では、他事業者の義務コロケは「条件付可」のみとされている中、NTTグループの一般コロケは「提供可」とされている事例があった。これら3箇所について、その個別要因を確認したところ、以下のとおりであった。
 - 1箇所については、NTTグループから電力設備の一般コロケの申込があった際は、電力設備に空きがあり満額回答できたため、「提供可」と回答した。その後、他事業者からスペース及び電力設備の義務コロケ申込があった際は、電力設備の空きが十分になく、申込の一部しか提供できなかったため、「条件付可」と回答した。
 - 1箇所については、先行して申込があったNTTグループの一般コロケに係る回答タイミングでは、電力設備に空きがあり満額回答できたため、「提供可」と回答した。その後、他事業者から電力設備の義務コロケ申込があった際は、電力設備に空きがなかったものの、スペース及び電力設備以外の設備も併せて申込があり、その他設備において提供が可能であったことから「条件付可」と回答した。
 - 1箇所については、先行して申込があったNTTグループの一般コロケの申込は、装置取替(既存利用中の電力リソース内で、装置を取替するもの)の申込であったため、「提供可」と回答した。その後、他事業者から電力設備の義務コロケの申込があった際は、電力設備に空きがなかったものの、スペース及び電力設備以外の設備も併せて申込があり、その他設備において提供が可能であったことから「条件付可」と回答した。
 - 同一局舎において、NTTグループによる一般コロケと他事業者による一般コロケの利用申込が両方存在する局舎は**0箇所**(NTT東:0箇所、NTT西:0箇所)であり、同等性が比較可能な局舎が存在しなかった。

A 局舎スペースの利用に関する検証(続き)

(2) ランク変動情報の通知情報

- Dランクビルに空きが生じた際には情報開示日当日に、NTTグループ・他事業者含む延べ199事業者(NTT東:115事業者、NTT西:84事業者)に対し一斉に、計159回(NTT東:79回、NTT西:80回)メール通知がなされていた。

(3) 提供料金

- 本年度は、提供料金について、義務コロケと義務コロケの比較、義務コロケと一般コロケの比較、一般コロケと一般コロケの比較を行った。
- 同一局舎において、NTTグループによる義務コロケと他事業者による義務コロケの利用申込が両方存在する局舎のうち、提供料金を比較できる局舎が合計で6箇所(NTT東:4箇所、NTT西:2箇所)存在した。
 - 3箇所(NTT東:2箇所、NTT西:1箇所)では、提供料金(スペース単価同士、電力単価同士)を比較した際に、NTTグループ内(義務コロケ)の提供料金が、他事業者(義務コロケ)の提供料金を下回っていることが確認された。これら2箇所について、その個別要因を確認したところ、以下のとおりであった。
 - 1箇所については、工事竣工年度の違いによる局舎スペース利用の単金差によるものであり、NTTグループは令和5年度に、他事業者は令和6年度に、工事竣工しているため、結果として、他事業者の単価が高くなったとのこと。
 - 1箇所については、申し込まれた電力種別の違いによる単金差によるものであり、結果として、他事業者の単価が高くなったとのこと。
 - 1箇所については、年度ごとに1A当たりの単価を定めており、同一年度内に工事が竣工したものについては、他事業者かNTTグループかを問わず、同等の取扱いをしているものの、事業者が利用する電力A数に小数点以下が含まれており、提供料金の計算に当たり、端数処理を行っていることから、提供料金をA数で除して算出する単価に差分が生じた。
- 同一局舎において義務コロケと一般コロケの利用申込が両方存在する局舎のうち、義務コロケと一般コロケの提供料金を比較できる局舎が合計で5箇所(NTT東:2箇所、NTT西:3箇所)存在した。これらの局舎ごとに、提供料金を比較したところ、NTTグループの一般コロケの提供料金が他事業者の義務コロケの提供料金を上回っていた。
- 同一局舎において、NTTグループによる一般コロケと他事業者による一般コロケの利用申込が両方存在する局舎は0箇所(NTT東:0箇所、NTT西:0箇所)であり、提供料金の同等性が比較可能な局舎が存在しなかった。

(4) 仮想コロケーションの利用申込・対応結果

- 仮想コロケーションについては、利用申込実績が3件あった(NTT東:3箇所、NTT西:0箇所)。当該実績はNTTグループによるものであり、他事業者による利用申込実績は存在しなかったため、同等性が比較可能な利用申込が存在しなかった。

⇒以上より、令和6年度検証においては、局舎スペースの利用に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証

- 令和5年4月から令和6年3月における、NTT東西が加入光ファイバ、中継光ファイバの申込みを受けてから提供開始するまでのNTTグループ各社及び他事業者のうち、主要な接続事業者別のリードタイムの平均日数及び日数の分布につき、以下のデータを確認した(NTT東、NTT西別)。— (1)加入光ファイバ(SA即決)、(2)加入光ファイバ(SA非即決)、(3)加入光ファイバ(SS)、(4)中継光ファイバの類型ごとに、
①: 申込日～回答日、②: 申込日～提供可能日、③: 申込日～工事完了日の3タイプのリードタイムの平均値(日)、対象回線数(※)
(※)対象回線数については、0日～7日間、8日～14日間、15日～21日間、22日～28日間、29日～42日間、43日間以上の区分別回線数(構成比)も確認。
- 上記データに基づき、自社(NTTグループ)及び他社(NTTグループ以外の事業者)の平均値の同等性を検証した。
- 検証の手順としては、まず、自社の加重平均値の+10%(以下「閾値」という。)までの範囲に他社の加重平均値及び他社の個社別平均値がいずれも収まっていれば、その時点で同等と評価し、それ以外の場合には、個社別のデータを詳細に検討し、同等性を検証することとした。

(1)加入光ファイバ(SA即決)

【NTT東】

- リードタイム①・②・③は同等。

【NTT西】

- リードタイム①は同等。
- リードタイム②について、他事業者W1及びW5が閾値を超えているが、
 - NTT持株によれば、W1のリードタイム②については光局外スプリッタ新設等の工事が必要となる場合があり、長期化したとのこと。また、W5のリードタイム②については、主な提供エリアがルーラルエリアであり、新たにケーブルを敷設するケースが多く、設備設計・設備構築に時間を要するため、長期化したとのこと。実際に、光局外スプリッタ新設等の工事が必要になった回線数の割合を事業者別に確認したところ、他事業者W1は約□%、他事業者W5は約□%であった一方、自社は約□%にとどまっており、他事業者W1及びW5の割合が比較的高かったこと
 - 自社よりリードタイムが短い事業者が複数存在することから、同様と評価。
- リードタイム③について、他事業者W3、W4(CATV)、W5が閾値を超えているが、
 - NTT持株によれば、工事日は最終的に接続事業者とエンドユーザ間で決定しているため、事業者都合で長期化している認識であること
 - 自社よりリードタイムが短い事業者が存在すること
 - 他事業者W4(CATV)及びW5の回線数が、それぞれ900程度、300程度と少ないため、異常値の影響が大きいと考えられることから、同等と評価。

(1) 加入光ファイバ シェアドアクセス (SA) (即決)

①：申込日～回答日 ②：申込日～提供可能日 ③：申込日～工事完了日

		リードタイム①			リードタイム②			リードタイム③		
		他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	NTT東	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	NTT東	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	NTT東
平均値（日）										
対象回線数（回線）										
分布 （構成比）	0日～7日間									
	8日～14日間									
	15日～21日間									
	22日～28日間									
	29日～42日間									
43日間以上										

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

		リードタイム①					リードタイム②					リードタイム③							
		他事業者 W 1	他事業者 W2 (MNO)	他事業者 W 3	他事業者 W4 (CATV)	他事業者 W5	NTT西	他事業者 W 1	他事業者 W2 (MNO)	他事業者 W 3	他事業者 W4 (CATV)	他事業者 W5	NTT西	他事業者 W 1	他事業者 W2 (MNO)	他事業者 W 3	他事業者 W4 (CATV)	他事業者 W5	NTT西
平均値（日）																			
対象回線数（回線）																			
分布 （構成比）	0日～7日間																		
	8日～14日間																		
	15日～21日間																		
	22日～28日間																		
	29日～42日間																		
43日間以上																			

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証(続き)

(2) 加入光ファイバ(SA非即決)

【NTT東】

- リードタイム①・②は同等。
- リードタイム③について、他事業者E4(CATV)が閾値を超えているが、
 - ・ NTT持株によれば、工事日は最終的に接続事業者とエンドユーザ間で決定しているため、事業者都合で長期化している認識であること
 - ・ 自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者が複数存在することから、同等と評価。

【NTT西】

- リードタイム①・②について、他事業者W5が閾値を超えているが、
 - ・ NTT持株によれば、リードタイム①・②については、閾値を超えているのは、他事業者W5の主な提供エリアがルーラルエリアであり、新たにケーブルを敷設する場合が多く、設備設計・設備構築に時間を要するため、長期化したことが要因とのこと。実際に、ケーブル敷設を要する場合とそうでない場合に分けた数値を確認したところ、他事業者W5のリードタイム①・②について、ケーブル敷設を要する場合、リードタイム①は□日、リードタイム②は□日、ケーブル敷設を要さない場合、リードタイム①は□日、リードタイム②は□日になり、ケーブル敷設の要否によって、リードタイム①・②ともに約100日以上のあるとのこと
 - ・ 自社よりリードタイムが短い事業者が複数存在すること
 - ・ 他事業者W5の回線数が、数十程度と少ないため、異常値の影響が大きいと考えられることから、同等と評価。
- リードタイム③について、他事業者W4(CATV)が閾値を超えているが、
 - ・ リードタイム③については、工事日は最終的に接続事業者とエンドユーザ間で決定しているため、事業者都合で長期化している認識であるとのこと
 - ・ 自社よりリードタイムが短い事業者が複数存在することから、同等と評価。

(2) 加入光ファイバ シェアドアクセス (SA) (非即決)

①：申込日～回答日 ②：申込日～提供可能日 ③：申込日～工事完了日

		リードタイム①					リードタイム②					リードタイム③							
		他事業者 E1	他事業者 E2 (MNO)	他事業者 E3	他事業者 E4 (CATV)	他事業者 E5 (CATV)	NTT東	他事業者 E1	他事業者 E2 (MNO)	他事業者 E3	他事業者 E4 (CATV)	他事業者 E5 (CATV)	NTT東	他事業者 E1	他事業者 E2 (MNO)	他事業者 E3	他事業者 E4 (CATV)	他事業者 E5 (CATV)	NTT東
平均値（日）																			
対象回線数（回線）																			
分布 （構成比）	0日～7日間																		
	8日～14日間																		
	15日～21日間																		
	22日～28日間																		
	29日～42日間																		
43日間以上																			

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

		リードタイム①						リードタイム②						リードタイム③					
		他事業者 W 1	他事業者 W 2 (MNO)	他事業者 W 3	他事業者 W 4 (CATV)	他事業者 W 5	NTT西	他事業者 W 1	他事業者 W 2 (MNO)	他事業者 W 3	他事業者 W 4 (CATV)	他事業者 W 5	NTT西	他事業者 W 1	他事業者 W 2 (MNO)	他事業者 W 3	他事業者 W 4 (CATV)	他事業者 W 5	NTT西
平均値（日）																			
対象回線数（回線）																			
分 布 （ 構 成 比 ）	0日～7日間																		
	8日～14日間																		
	15日～21日間																		
	22日～28日間																		
	29日～42日間																		
43日間以上																			

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証(続き)

(3) 加入光ファイバ(SS)

【NTT東】

➤ リードタイム①・②・③について、他事業者E4(MNO)が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、リードタイム①・②について、他事業者E4(MNO)の申込は、基地局用途が中心であり、ルーラルエリアでの提供が多く、設備設計や構築に時間を要するため長期化したことが要因とのこと。実際に、各事業者の申込件数のうちケーブル新設等の工事が必要になった回線数の割合は、他事業者E4(MNO)が約□%であり、これは、他事業者E1(MNO)、E2、E3(MNO)、E5の平均(約□%)、NTTドコモ(約□%)の割合よりも高くなっているとのこと
- リードタイム③について、基地局用途の場合は基地局開設日に合わせて光回線の開通を行うことから基地局開設日に工事日が左右されることから、事業者都合で長期化している認識であるとのこと
- リードタイム①・②・③について、自社の加重平均値よりリードタイムが短い事業者が複数存在することから、同等と評価。

【NTT西】

➤ リードタイム①・②・③は同等。

(3) 加入光ファイバ シングルスター (SS)

①：申込日～回答日 ②：申込日～提供可能日 ③：申込日～工事完了日

		リードタイム①								リードタイム②								リードタイム③							
		他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	ドコモ	他事業者 E3 (MNO)	他事業者 E4 (MNO)	他事業者 E5	コム	NTT東	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	ドコモ	他事業者 E3 (MNO)	他事業者 E4 (MNO)	他事業者 E5	コム	NTT東	他事業者 E1 (MNO)	他事業者 E2	ドコモ	他事業者 E3 (MNO)	他事業者 E4 (MNO)	他事業者 E5	コム	NTT東
平均値（日）																									
対象回線数（回線）																									
分布 （ 構成 比）	0日～7日間																								
	8日～14日間																								
	15日～21日間																								
	22日～28日間																								
	29日～42日間																								
43日間以上																									

自社加重平均 閾値 (自社×1.1) 他社加重平均

自社加重平均 閾値 (自社×1.1) 他社加重平均

自社加重平均 閾値 (自社×1.1) 他社加重平均

		リードタイム①						リードタイム②						リードタイム③									
		他事業者 W 1 (MNO)	他事業者 W 2	ドコモ	他事業者 W 3 (MNO)	他事業者 W 4 (MNO)	コム	NTT西	他事業者 W 1 (MNO)	他事業者 W 2	ドコモ	他事業者 W 3 (MNO)	他事業者 W 4 (MNO)	コム	NTT西	他事業者 W 1 (MNO)	他事業者 W 2	ドコモ	他事業者 W 3 (MNO)	他事業者 W 4 (MNO)	コム	NTT西	
平均値（日）																							
対象回線数（回線）																							
分布 （構成比）	0日～7日間																						
	8日～14日間																						
	15日～21日間																						
	22日～28日間																						
	29日～42日間																						
43日間以上																							

自社加重平均 閾値 (自社×1.1) 他社加重平均

自社加重平均 閾値 (自社×1.1) 他社加重平均

自社加重平均 閾値 (自社×1.1) 他社加重平均

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証(続き)

(4) 中継光ファイバ

【NTT東】

➤リードタイム①・②・③は同等。

【NTT西】

➤リードタイム①については、他社加重平均、他事業者W1、W3(MNO)が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、リードタイム①について、他事業者W1及びW3(MNO)は、他エリアよりも相対的にリードタイムが長い関西・東海での開通数が多い一方、自社は相対的にリードタイムが短い九州での開通数が多かったことが要因とのこと。関西・東海において相対的にリードタイムが長い理由としては、開通数の多寡や設備設計業務等に係る人的リソースの状況等に伴い、社員一人当たりの対応件数が他エリアに比して多かったことが挙げられるとのこと
- リードタイム①の数値をエリア(関西・東海・北陸・中国・四国・九州)別に追加確認した。確認の手順としては、エリア別に集計した閾値(自社の加重平均値の+10%)までの範囲に、他社の加重平均値及び他社の個社別平均値がいずれも収まっていれば、その時点で同等と評価し、それ以外の場合には、個社別のデータを詳細に検討し、同等性を検証することとした。
 - 関西・東海・中国・四国においては同等
 - 北陸においては、他事業者W3(MNO)が閾値を超えているが、この要因は、申込があった一部の区間において中継ケーブルの増設工事を行っており、工事完了日が確定した以降の回答となったことにあり、実際に当該申込による影響がなかった場合のリードタイム①は閾値内に収まっていること
 - 九州においては、他事業者W1が閾値を超えているが、この要因は、他事業者W1が同日に多数の申込みを行ったことが要因であり、実際に同日申込みの集中による影響がなかった場合のリードタイム①は閾値内に収まっていること

から、同等と評価。

➤リードタイム②については、他事業者W1、W3(MNO)が閾値を超えているが、

- NTT持株によれば、リードタイム②について、他事業者W1及びW3(MNO)は、他エリアよりも相対的にリードタイムが長い関西・東海での開通数が多い一方、自社は相対的にリードタイムが短い九州での開通数が多かったことが要因とのこと。関西・東海において相対的にリードタイムが長い理由としては、開通数の多寡や設備設計業務等に係る人的リソースの状況等に伴い、社員一人当たりの対応件数が他エリアに比して多かったことが挙げられるとのこと。
- リードタイム②の数値をエリア(関西・東海・北陸・中国・四国・九州)別に追加確認した。確認の手順としては、エリア別に集計した閾値(自社の加重平均値の+10%)までの範囲に、他社の加重平均値及び他社の個社別平均値がいずれも収まっていれば、その時点で同等と評価し、それ以外の場合には、個社別のデータを詳細に検討し、同等性を検証することとした。
 - 関西・東海・北陸・中国・九州においては同等
 - 四国においては、他事業者W3(MNO)、他社加重平均が閾値を超えているが、この要因は、申込があった一部の区間において中継ケーブルの増設工事を行っており、工事完了日が確定した以降の回答となったことにあり、実際に当該申込による影響がなかった場合のリードタイム②は、他事業者W3(MNO)、他社加重平均ともに閾値内に収まっていること

ことから、同等と評価。

➤リードタイム③は同等。

(4) 中継光ファイバ

①：申込日～回答日 ②：申込日～提供可能日 ③：申込日～工事完了日

		リードタイム①					リードタイム②					リードタイム③							
		ドコモ	他事業者 E 1 (MNO)	コム	他事業者 E 2	他事業者 E 3	NTT東	ドコモ	他事業者 E 1 (MNO)	コム	他事業者 E 2	他事業者 E 3	NTT東	ドコモ	他事業者 E 1 (MNO)	コム	他事業者 E 2	他事業者 E 3	NTT東
平均値（日）																			
対象回線数（回線）																			
分布 （構成比）	0日～7日間																		
	8日～14日間																		
	15日～21日間																		
	22日～28日間																		
	29日～42日間																		
43日間以上																			

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

		リードタイム①					リードタイム②					リードタイム③							
		コム	他事業者 W 1	ドコモ	他事業者 W 2 (MNO)	他事業者 W 3 (MNO)	NTT西	コム	他事業者 W 1	ドコモ	他事業者 W 2 (MNO)	他事業者 W 3 (MNO)	NTT西	コム	他事業者 W 1	ドコモ	他事業者 W 2 (MNO)	他事業者 W 3 (MNO)	NTT西
平均値（日）																			
対象回線数（回線）																			
分布 （構成比）	0日～7日間																		
	8日～14日間																		
	15日～21日間																		
	22日～28日間																		
	29日～42日間																		
43日間以上																			

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証(続き)

- また、直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西が光サービス卸の申込みを受けてから提供開始するまでのNTTドコモ及び他事業者のうち、主要な卸先事業者別の平均日数及び日数の分布につき、以下のデータを確認した(NTT東、NTT西別)。
 - － (5)光サービス卸(即決)、(6)光サービス卸(非即決)の類型ごとに、
 - ①: 申込日～回答日、②: 申込日～提供可能日、③: 申込日～工事完了日の3種類のリードタイムの平均値(日)、対象回線数(※)
 - (※)対象回線数については、0日～7日間、8日～14日間、15日～21日間、22日～28日間、29日～42日間、43日間以上の区分別回線数(構成比)も確認。
- 上記データに基づき、自社(NTTグループ)及び他社(NTTグループ以外の事業者)の平均値の同等性を検証した(検証の手順は同様)。
 - (5)光サービス卸(即決)
 - 【NTT東】
 - リードタイム①・②・③は同等。
 - 【NTT西】
 - リードタイム①・②・③は同等。

(5) 光サービス卸 (即決)

①：申込日～回答日 ②：申込日～提供可能日 ③：申込日～工事完了日

		リードタイム①						リードタイム②						リードタイム③									
		他事業者 E 1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E 2	他事業者 E 3	他事業者 E 4	コム	NTT東	他事業者 E 1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E 2	他事業者 E 3	他事業者 E 4	コム	NTT東	他事業者 E 1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E 2	他事業者 E 3	他事業者 E 4	コム	NTT東	
平均値（日）																							
対象回線数（回線）																							
分 布 （ 構 成 比 ）	0日～7日間																						
	8日～14日間																						
	15日～21日間																						
	22日～28日間																						
	29日～42日間																						
43日間以上																							

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

		リードタイム①						リードタイム②						リードタイム③					
		他事業者 E1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E2	他事業者 E3	コム	NTT西	他事業者 E1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E2	他事業者 E3	コム	NTT西	他事業者 E1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E2	他事業者 E3	コム	NTT西
平均値 (日)																			
対象回線数 (回線)																			
分布 (構 成 比)	0日～7日間																		
	8日～14日間																		
	15日～21日間																		
	22日～28日間																		
	29日～42日間																		
43日間以上																			

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

B NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証(続き)

(6) 光サービス卸(非即決)

【NTT東】

- リードタイム①・②・③は同等。

【NTT西】

- リードタイム①・②・③は同等。

(6) 光サービス卸 (非即決)

①：申込日～回答日 ②：申込日～提供可能日 ③：申込日～工事完了日

		リードタイム①						リードタイム②						リードタイム③									
		他事業者 E1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E2	他事業者 E3	他事業者 E4	コム	NTT東	他事業者 E1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E2	他事業者 E3	他事業者 E4	コム	NTT東	他事業者 E1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E2	他事業者 E3	他事業者 E4	コム	NTT東	
平均値（日）																							
対象回線数（回線）																							
分布 （構成比）	0日～7日間																						
	8日～14日間																						
	15日～21日間																						
	22日～28日間																						
	29日～42日間																						
43日間以上																							

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

		リードタイム①						リードタイム②						リードタイム③					
		他事業者 E1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E2	他事業者 E3	コム	NTT西	他事業者 E1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E2	他事業者 E3	コム	NTT西	他事業者 E1 (MNO)	ドコモ	他事業者 E2	他事業者 E3	コム	NTT西
平均値（日）																			
対象回線数（回線）																			
分布 （構成比）	0日～7日間																		
	8日～14日間																		
	15日～21日間																		
	22日～28日間																		
	29日～42日間																		
43日間以上																			

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

自社加重平均	閾値 (自社×1.1)	他社加重平均

C NTT東西の接続機能要望等に関する検証

- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西に対する新たな接続機能要望への対応について、事前調査申込回答や接続申込回答の状況(申込日、回答日)を確認したところ、NTTドコモ・NTTコムの要望のみが受け入れられていることはなかった。
- 一方、NTTドコモ・NTTコムの要望と類似の要望事例(他事業者)とを比較すると、NTT東に対する電話網との接続点の変更(一部サービス)の申込について、NTT東からのNTTコムの調査申込日から可否回答日までの日数が他事業者に比べ数日短くなっており、NTT西に対する電話網との接続廃止(一部サービス)の申込及び電話網との接続点の変更(一部サービス)の申込について、NTT西からのNTTコムの調査申込日から可否回答日までの日数が他事業者に比べて短くなっていた。
 - この点、NTT持株に確認したところ、IP接続への移行は、通常の接続要望とは異なり、当該手続を受けて初めて検討に着手したものではなく、十年以上にわたって事業者間意識合わせの場において全事業者との間で移行方法や手続等に関する議論を重ねながら、並行して各事業者との間で呼種毎(発着別、PSTN/ひかり電話別、一般呼/サービス呼別)の具体的な切替時期や手順等を個別に調整を進めてきたところであり、事前調査申込後の検討内容や期間は当該事業者の申込内容や個別調整の状況によって大きく異なることになるとのこと。今回、NTTコムの手続に要した期間が他事業者の同種の手続に比して検討期間が相対的に短くなったのは、事前に行ってきた個別調整の中で呼種毎の切替方法や切替スケジュールが明確化されており、その確認等に時間を要さなかったためであるとのこと。
- また、NTT西に対する電話網改造機能の新規利用の申込について、NTT西からのNTTドコモの調査申込日から可否回答日までの日数が他事業者に比べて短くなっていた。
 - この点、NTT持株に確認したところ、NTT西日本に対する複数の事業者からの「電話網改造機能の新規利用」に係る申込は、いずれも同一内容の申込みとなっており、先に検討を開始していた調査内容を参考にすることで、効率的な検討が可能になるとのこと。今回、NTTドコモの手続に要した期間が他事業者の同種の手続に比して検討期間が相対的に短くなったのは、先に検討を開始していた他事業者の調査内容を参考にすることで、効率的な検討が可能になったためであるとのこと。なお、NTTドコモと同日に同内容の申込を行った他事業者については、調査申込日から可否回答日までの日数がNTTドコモと同じであったとのこと。
- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)にNTT東西が拡大した光エリアにおいて、各事業者への情報開示日前に、NTTドコモからの加入光ファイバの接続申込を承諾した事例について確認したところ、NTT東西が、新たに拡大した光エリア(加入光ファイバの提供エリア)において、各事業者への情報開示日前にNTTドコモへ加入光ファイバの接続申込を承諾した事例はないとのことであった。

⇒以上より、令和6年度検証においては、NTT東西の接続機能要望等に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

D グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証

- 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTT東西からNTTグループ会社へ卸された後、他のNTTグループ会社へ再卸されているFTTH卸(契約数が3万以上の場合に限る。)について確認したところ、NTT東西からの卸契約数が3万以上の卸先事業者は、NTTドコモ・NTTコムが該当し、そのうち、NTTコムのみがNTTグループ会社に再販を行っており、卸契約数が3万以上の卸先事業者はNTTドコモ(旧NTTレゾナント)が該当するとのことであった。
 - NTTコムにおけるNTT東西からの仕入価格・NTTドコモ(旧NTTレゾナント)への再卸価格を確認したところ、再卸価格が仕入価格以上となっていた。
 - 直近1年間(前年10月から当年9月まで)における、NTTドコモからNTTグループ会社へ卸された後、電気通信事業法第30条に基づき総務大臣が指定したNTTドコモの特定関係法人(令和6年9月時点)へ再卸されているMVNO卸(契約数が3万以上の場合に限る。)について確認したところ、NTTドコモからの卸契約数が3万以上の卸先事業者は、NTTコムが該当し、NTTコムから、NTTグループ会社に再販を行っており、卸契約数が3万以上かつ特定関係法人に該当する卸先事業者は、NTTPCコミュニケーションズが該当するとのことであった。
 - NTTコムにおける、NTTドコモからの仕入価格・NTTPCコミュニケーションズへの再卸価格を確認したところ、再卸価格が仕入価格以上となっていた。
- ⇒以上より、令和6年度検証においては、グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

E NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証

- NTTコムのネットワークがNTTドコモに移管された以降の直近1年間(原則として前年10月から当年9月まで)における、NTT東西での県間伝送設備の調達件数、調達参加事業者、調達先事業者、調達価格、公募期間及び契約から運用開始までの期間について、確認したところ、令和5年10月から令和6年9月までの期間において、NTT西で3件、県間伝送設備を公募調達しており、いずれも他事業者による調達参加が存在せず比較検証が可能な公募調達結果が存在しなかった。公募調達の結果の概要は以下のとおりであるとのことであった(調達内容については次頁以降のとおり)。

区分	調達参加事業者	調達先事業者	調達価格	公募期間	契約から運用開始までの期間
NTT西					
NTT西					
NTT西					

⇒以上より、令和6年度検証においては、NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。

項目	公募内容
契約期間	接続希望時期: 実際の接続時期は、事業者選定後、協議の上、決定。
回線数	
仕様	①回線の種類と回線数等 ✓ 専用線、接続帯域を100%保証すること ✓ IPパケット(IETF RFC 791、RFC 2460)を透過転送すること ✓ 回線開通時には御社において品質測定等による正常性の確認を行うこと ✓ 中継伝送設備等での各回線障害検出時に、弊社側装置へ自動通知(リンクダウン転送)する機能を具備すること ②信頼性 ✓ 蓄電池による停電対策を実施すること(保持時間3時間以上) ✓ 非常用発電設備による停電対策を実施すること(保持時間18時間以上) 等 ③保守・運用 ✓ 24時間365日の故障監視、故障受付及び修理・回復を行う体制があること 等
入札条件	守秘義務に係る誓約書を提出
選定基準	提案価格、接続可能時期、回線仕様への適合性、信頼性、保守・運用等の観点から総合的に勘案して選定

項目	契約内容
契約期間	
契約回線数	

項目	公募内容
契約期間	接続希望時期: 実際の接続時期は、事業者選定後、協議の上、決定
回線数	
仕様	①回線の種類と回線数等 ✓ 専用線、接続帯域を100%保証すること ✓ Ethernetフレーム(Ethernet II (DIX)、IEEE802. 3、IEEE802. 1ad、IEEE802. 1Q、ITU-T Y. 1731)を透過転送すること。 ✓ 回線開通時には御社において品質測定等による正常性の確認を行うこと ✓ 伝送路の遅延時間(各区分(往復)における最悪値)が17. 5(msec)以下であること(西エリア内) ✓ 中継伝送設備等での各回線障害検出時に、弊社側装置へ自動通知(リンクダウン転送)する機能を具備すること ✓ 異経路冗長(デュアル回線)は、50(msec)以内での切替が可能なこと 等 ②信頼性 ✓ 蓄電池による停電対策を実施すること(保持時間3時間以上) ✓ 非常用発電設備による停電対策を実施すること(保持時間18時間以上) 等 ③保守・運用 ✓ 24時間365日の故障監視、故障受付及び修理・回復を行う体制があること 等
入札条件	守秘義務に係る誓約書を提出
選定基準	提案価格、接続可能時期、回線仕様への適合性、信頼性、保守・運用等の観点から総合的に勘案して選定

項目	契約内容
契約期間	
契約回線数	

項目	公募内容
契約期間	接続希望時期: 実際の接続時期は、事業者選定後、協議の上、決定。
回線数	
仕様	①回線の種類と回線数等 ✓ 専用線、接続帯域を100%保証すること ✓ Ethernetフレーム(Ethernet II (DIX)、IEEE802. 3、IEEE802. 1ad、IEEE802. 1Q、ITU-T Y. 1731)を透過転送すること。 ✓ 回線開通時には御社において品質測定等による正常性の確認を行うこと ✓ 伝送路の遅延時間(各区間(往復)における最悪値)が17. 5(msec)以下であること(西エリア内) ✓ 中継伝送設備等での各回線障害検出時に、弊社側装置へ自動通知(リンクダウン転送)する機能を具備すること ✓ 異経路冗長(デュアル回線)は、50(msec)以内での切替が可能なこと 等 ②信頼性 ✓ 蓄電池による停電対策を実施すること(保持時間3時間以上) ✓ 非常用発電設備による停電対策を実施すること(保持時間18時間以上) 等 ③保守・運用 ✓ 24時間365日の故障監視、故障受付及び修理・回復を行う体制があること 等
入札条件	守秘義務に係る誓約書を提出
選定基準	提案価格、接続可能時期、回線仕様への適合性、信頼性、保守・運用等の観点から総合的に勘案して選定

項目	契約内容
契約期間	
契約回線数	

F 将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証

- 令和6年度検証においては、令和5年3月16日から商用サービスの提供が開始された、「APN IOWN 1.0」及び令和6年12月から同サービスがリブランドされた、「All-Photonics Connect powered by IOWN」に関し、取組状況を確認している。
- NTT東西によれば以下のとおり。
 - 接続については、接続約款に基づき他事業者に提供し、小売については、契約約款に基づき提供し、今後とも、公正競争の確保に努める。

⇒以上より、令和6年度検証においては、将来的なネットワークの統合等に伴う課題に関する検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実
は認められなかった。

③ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する 遵守状況等の確認(固定系)

- ❑ 市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行った(固定系通信における確認対象者、確認項目及び確認方法は、市場検証基本方針の別表7に定めたとおり)。
- ❑ NTT東西の契約の相手方及び競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、具体的事例の指摘はなく、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。引き続き必要な確認を行い、今後、最終的な検証結果をとりまとめる予定。

確認結果(暫定)	対応方針
<接続関連情報の目的外利用・提供> NTT東西は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。(電気通信事業法第30条第4項第1号関係) ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、接続関連情報の目的外利用・提供が行われなくするために、以下の措置を講じていることを確認。 －設備部門の居室においては、設備部門以外の部門の業務に従事する者が容易に入退室できないよう、電子的認証装置や監視カメラ等により管理を徹底。 －接続関連情報を有するシステムは、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限を付与。 －設備部門の全社員等を対象に接続関連情報に関する規程を遵守させるため、電気通信事業法における禁止行為等に関する規程の概要、施行規則の求める要件、当該規程の解説、接続関連情報の適正な取扱いに関する基本的な知識等を内容とする研修を実施。 －電気通信事業法施行規則第22条の7第13号に定める監視部門は、NTT東の組織規程により設備部門から独立した組織である情報セキュリティ推進部、NTT西の組織規程により設備部門から独立した組織である経営企画部と定めており、書面または実地による定期的な監視を実施。 －設備部門において、接続関連情報を取扱う業務のリモートワークに向け、業務用端末にAIを活用した、のぞき見やスマートフォンによる撮影等の行為を防止するツールを導入する等の対応を行うとともに、監視部門において、書面又は実地による定期的な監査を実施。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。	● 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。

確認結果(暫定)	対応方針
<電気通信業務に関する不当な差別的取扱い等> NTT東西は、電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることは禁止されている。(電気通信事業法第30条第4項第2号関係) ● 客観的・定量的なデータ等に基づく検証結果(暫定)は、5～26頁のとおり。 ● NTT東西に対するヒアリング等を通じて、特定の電気通信事業者に対して不当な差別的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。 －契約締結等の際に、禁止行為規程に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。監査の結果、問題が発見された事例は現時点ではない。	● 不当な差別的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。

確認結果(暫定)	対応方針
＜他の電気通信事業者等の業務に対する不当な規律・干渉＞ NTT東西は、他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉を行うことは禁止されている。(電気通信事業法第30条第4項第3号関係) ● NTTグループ提出資料を通じて、特定の電気通信事業者等に対して不当な規律・干渉を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －公正競争の確保・禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を実施。 －契約締結等の際に、禁止行為規程に抵触していないかを、施策を推進する担当者及びその直属上長が自らチェックを実施し、確認の結果の記録を残すこととしており、さらにこの記録を監査部門が監査し、問題がないことを確認。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不当な規律・干渉に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・ 不当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。
＜第一種指定電気通信設備への接続に必要な設備の設置・保守に関する不利な取扱い＞ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守等について特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止されている。(電気通信事業法第31条第2項第1号) ● NTTグループ提出資料を通じて、特定関係事業者に比して不利な取扱いが行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」、「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保。 －「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関し、「コロケーションスペース、電柱、管路・とう道」についての条件を接続約款及び「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」に定め公表することにより同等性を確保。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、不利な取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。	・ 特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。

確認結果(暫定)	対応方針
＜業務委託に関する不利な取扱い＞ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他の電気通信事業者からの業務委託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱うことを禁止されている。(電気通信事業法第31条第2項第2号) ● NTTグループ提出資料を通じて、特定関係事業者に比して不利な取扱いが行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」に関し、条件を接続約款に定め公表すること等により同等性を確保。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは不利な取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。	● 特定関係事業者に比して他の電気通信事業者が不利な取扱いをされていないか、引き続き注視。
＜業務を委託する子会社に対する適切な監督＞ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社において、当該業務に関して、禁止行為※が行われることがないよう、当該子会社に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。(電気通信事業法第31条第3項) ※ 電気通信事業法第30条第4項各号に掲げる行為及び同法第31条第2項各号に掲げる行為 ● NTTグループ提出資料を通じて、業務を受託した子会社において禁止行為が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －監督対象子会社において、電気通信事業法の遵守、禁止行為の防止徹底に関する責任者の設置、社員研修の実施、自主点検の実施、再委託先の監督等を規定した社内規程を制定。 －全ての監督対象子会社との間で、禁止行為の防止、再委託時の取扱い、責任者の設置、研修・点検の実施、問題発生時の報告義務、契約違反時の措置等を規定した覚書を締結。 －公正競争の確保、禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント等を内容とした研修を、監督対象子会社における全社員・契約社員・派遣社員等を対象に実施。 ● 総務省が調査を行ったNTT東西の契約の相手方及び競争事業者からは、禁止行為に該当する具体的な事例は指摘されていない。	● 業務を委託する子会社に対する適切な監督が行われているか、引き続き注視。

- ❑ 「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(令和5年4月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、NTT東西のサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について、NTT東西以外の主要なFTTH事業者に対するアンケート等の実施を含めた確認を行った。
- ❑ 確認対象者、確認項目及び確認手法は、市場検証基本方針の別表9に定めたとおり。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
サービス卸ガイドライン「5.電気通信事業法上問題となり得る行為」に関連して、以下の①～⑩の有無等を確認。 ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否	・NTT東西以外の主要なFTTH事業者から該当する具体的な事例は指摘されていない。	・サービス卸の提供において、電気通信事業法上問題となる行為がないか、引き続き注視していく。

④ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する 遵守状況等の確認(移動系)

- ❑ 市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行った(移動系通信における確認対象者、確認項目及び確認方法は、市場検証基本方針の別表8に定めたとおり)。
- ❑ 競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、具体的事例の指摘はなく、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。引き続き、必要な確認を行い、今後、最終的な検証結果をとりまとめる予定。

確認結果(暫定)	対応方針
＜接続関連情報の目的外利用・提供＞ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た接続関連情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為は禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第1号関係) ● NTTドコモに対するヒアリング等を通じて、接続関連情報の目的外利用・提供が行われないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 －相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置し、当該渉外業務は、当該部署において一元的に対応。 －当該部署においては、所属する社員が他組織の業務を兼務しておらず、居室を他組織と隔離し電子的認証装置により入退室を管理。 －接続関連情報を専用に取り扱うシステムを構築し、利用する業務ごとに組織・社員を限定した上で利用権限を付与。権限付与状況については定期的に見直しを実施。 －接続関連情報の持出しを管理。 －当該部署における人事異動時には、誓約書の運用等により接続関連情報が流出することを防止。 －禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 －以上の措置について、相互接続に関する渉外業務を所掌する部署等において点検を実施するとともに、監査部門による書面または実地による監査を新たに実施。(今後も定期的の実施予定) ● 総務省が調査を行った競争事業者からは、接続関連情報の目的外利用・提供に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・ 接続関連情報の目的外利用・提供が行われていないか、引き続き注視。

確認結果(暫定)	対応方針
<電気通信業務に関する不当な優先的取扱い等> NTTドコモは、電気通信業務について、同社の特定関係法人※に対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることは禁止されている。(電気通信事業法第30条第3項第2号関係) ● 客観的・定量的なデータに基づく検証結果は、22頁のとおり。 ● NTTドコモに対するヒアリング等を通じて、NTTドコモの特定関係法人※に対して不当な優先的取扱い等を行わないようにするために、以下の措置を講じていることを確認。 － 禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 － 新規サービス等を検討する場合に公正競争確保に係るポイントが遵守されているか、一元的にチェックする体制を整備。 ● 総務省が調査を行った競争事業者からは、NTTドコモの特定関係法人※に対する不当な優先的取扱い等に該当する具体的な事例は指摘されていない。	・ 不当な優先的取扱い等が行われていないか、引き続き注視。

⑤ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認

- NTTグループに対する累次の公正競争条件がNTTグループ各社において遵守されているか、その遵守状況について確認を行った。
- 確認対象者、確認項目及び確認手法は、市場検証基本方針の別表10に定めたとおり。
- 引き続き必要な確認を行い、今後、最終的な検証結果をとりまとめる予定。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
<①NTT東西によるネットワークの公平な提供> NTT東西は、回線提供を行う際、NTTドコモ、NTTコム及びNTTデータを不当に有利に扱うことがないよう、これらとの接続条件を他の電気通信事業者と同等としているか。	NTT持株によれば以下のとおり。令和6年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、NTT東西によるネットワークの公平な提供に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。 ・ NTT東西の回線提供に関し、接続約款による場合は、認可された当該約款の規定に基づき、全事業者一律の提供条件としている。 ・ 接続約款によらず電気通信事業者に対し回線提供を行う契約(卸役務)として、「FTTH卸に係る契約(コラボ光)」、「光提供エリア外における光回線卸に係る契約(フレキシブルファイバ)」がある。 ・ 「FTTH卸に係る契約(コラボ光)」は、異業種からの新規参入事業者など、様々な事業者との間で締結しているが、全ての事業者に対して同一の条件で提供している。その契約内容については、電気通信事業法第38条の2第1項の規定に基づき総務省へ届出を行っている。 ・ 「光提供エリア外における光回線卸に係る契約(フレキシブルファイバ)」は、MNO事業者等の一部事業者との間で締結しているが、設備区間ごとに同一の考え方で料金設定しており、その他提供条件も含め、全事業者に対して同一の条件で提供している。	・ NTT東西によるネットワークの公平な提供が行われているか、引き続き注視。
<②各種取引条件等の公平性の担保> NTT持株又はNTT東西とNTTドコモ又はNTTデータとの間において行われる取引を通じて、NTT持株又はNTT東西からの補助が行われていないか。 また、NTT東西とNTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアとの間において行われる取引条件(局舎等の使用、工事・保守の受委託等)について、他の電気通信事業者と同等となっているか。	NTT持株によれば以下のとおり。令和6年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、各種取引条件等の公平性の担保に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。 ・ NTT東西はNTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアとの間において、主に以下のような取引を行っている。 ・ 取引のうち、販売・取次に関しては、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることがないよう、同種の販売・取次業務を実施している商品・サービスについて同一の条件(※1)にて取扱うこととしている。 ➢ <u>情報通信関連商品の販売・取次に係る取引</u> 料金は、1件あたりの販売手数料単金に、販売・取次数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ➢ <u>コラボ光申込要望の取次に係る取引</u> 料金は、1件あたりの販売手数料単金に、取次数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ・ 取引のうち、NTT東西が予め手数料や料率を定めているものについては、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることがないよう、手数料や料率を事業者に開示し、全事業者に対し同一の対価算定の考え方を採用している。 ➢ <u>他社商品料金回収代行に係る取引</u> 料金は、1件当たりの単金に、取り扱い件数を乗じて算定する額、および請求額に料率等を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ➢ <u>コラボ光利用者向けサポートに係る契約</u> 料金は、1件あたりの端末設定単金に、設定件数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 ・ 局舎等の使用に係る取引は、接続約款等の規定に基づき、全事業者一律の提供条件としている。 ・ 上述のとおり、全事業者に対して同一の考え方で対応を行っており、NTTグループ会社のみ有利に取り扱うような対応を行っていないことから、NTT持株またはNTT東西が取引を通じて補助を行う余地はない。	・ 各種取引条件等の公平性が担保されているか、引き続き注視。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
<③在籍出向及び役員兼任の禁止> NTT持株又はNTT東西とNTTドコモNTTデータグループ又はNTTデータとの間、NTT東西とNTTコムとの間で出向形態による人事交流は行われていないか。 NTT東西とNTTドコモ又はNTTコムとの間の役員兼任が行われていないか。	平成27年2月の要請に従ってNTT持株及びNTT東西から報告された内容を基に確認したところ、公正競争条件に反する在籍出向は行われていない。 また、NTT東西とNTTドコモ又はNTTコムとの間の役員兼任も行われていない。	・在席出向及び役員兼任の禁止に係る条件が遵守されているか、引き続き注視。
<④独立した営業部門の設置> NTTコムは、NTT東西との間で独立した営業部門を設置しているか。 利用者の利便性維持のためにNTT東西が、NTTコムの販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一となっているか。	NTT持株によれば以下のとおり。令和6年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、独立した営業部門の設置に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。 ・ NTT東西が、他の事業者の情報通信関連商品の販売・取次業務を受託するにあたっては、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすることがないよう、同種の販売・取次業務を実施している商品・サービスについて同一の条件(※1)にて取扱うこととしている。 ➢ 料金は、1件あたりの販売手数料単金に、販売・取次数を乗じて算定する額としており、全事業者に対して同一の対価算定の考え方を採用している。 (※1)『同一の条件』については、収支が相償わない場合や、NTT東西の商品と競合する場合を除き、他社に対して、委託者が提示する委託料が、当社の稼働費用を上回る場合においては受託を行うという考え方を全事業者に対して一律に採用している。加えて、複数の事業者から同種の商品の販売・取次業務を受託することとなった場合には、各事業者の商品を公平に取り扱う為、顧客から提供会社名・商品名を指定しない申込を受けた際には、受託している商品の中から顧客の要望に合う商品を並列的に説明・提案を行っている。	・独立した営業部門の設置に係る条件が遵守されているか、引き続き注視。
<⑤顧客情報その他の情報の公平な提供> NTT東西とNTTコムとの間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とされているか。	NTT持株によれば以下のとおり。令和6年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、顧客情報その他の情報の公平な提供に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。 ・ NTT東西のサービスに係る顧客情報データベースとNTTコムのサービスに係る顧客情報データベースは平成11年7月1日の再編時点をもって論理的な分離を実施しており、NTTコムにおいて独自の顧客管理システムが構築された平成15年第3四半期までにシステム共用の解消を図り、データベースの分離が完了している。 ・ 上述の内容については、「日本電信電話株式会社の再編後の状況の報告について」(郵電政第73号[平成11年7月1日])に基づき、総務省へ報告している。 ・ なお、NTT東西と接続する電気通信事業者がユーザへ料金の請求を行う等の目的で、NTT東西の顧客情報を照会する場合があるが、当該手続きや条件等については接続約款に定めており、全ての事業者が公平に顧客情報を照会することが可能である。	・顧客情報その他の情報の公平な提供が行われているか、引き続き注視。

確認内容

<⑥共同資材調達の扱い>

「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(令和2年8月)に基づいた措置を実施しているか。

確認結果(暫定)

NTT持株によれば、令和5年度における共同資材調達の扱いは以下のとおり。

- 令和5年度におけるNTT、NTT東及びNTT西(以下、「旧NTT」という)の共同調達案件数及び総調達額に対する共同調達額の比率は以下のとおり。

会社名	総調達額※1	共同調達額※2	共同調達に係る額の比率	共同調達案件数※3
NTT			1%	2件
NTT東			2%	3件
NTT西			0%	3件

※1 対象期間中に旧NTTの各社が調達した、電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラムの調達額の総計。

※2 対象期間中に旧NTTの各社が、分離会社(NTTコム、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェア。以下同じ。)のいずれか1社以上と共同調達した額。

※3 対象期間中に旧NTTの各社が調達した資材について、分離会社のいずれか1社以上と共同調達した案件の数。

- 令和5年度における旧NTTの各社の共同調達案件は、以下のとおりであるとのこと。

会社名	資材の区分	主な資材の内容	主な利用用途
NTT	ソフトウェア	オフィススイート	社員の日常業務での利用
		パブリッククラウド	研究開発業務での利用
NTT東	ソフトウェア	オフィススイート	社員の日常業務での利用
		パブリッククラウド	社員の業務管理ツールや設備点検管理ツールを構築するために利用
NTT西	ソフトウェア	オフィススイート	社員の日常業務での利用
		パブリッククラウド	営業案件管理ツールや販売受付後の事務処理に用いる社内自動化ツールを構築するために利用

- 令和5年度における共同調達について、電気通信事業法(第29条、第30条及び第31条)の趣旨を引き続き確保するために講じた必要な措置としては、以下のとおりであるとのこと。
 - ✓ NTT東及びNTT西では、共同調達の実施にあたり、共同調達業務を担当する社員に対し、電気通信事業法第29条、第30条、第31条の趣旨を確保するための措置として、必要な研修を行っている。
 - ✓ NTTドコモでは、共同調達の実施にあたり、共同調達業務を担当する社員に対し、電気通信事業法第29条、第30条の趣旨を確保するための措置として、必要な研修を行っている。
 - ✓ NTTコム、NTTデータ及びNTTコムウェアでは、共同調達の実施にあたり、共同調達業務を担当する社員に対し、電気通信事業法第29条の趣旨を確保するための措置として、必要な研修を行っている。

会社名	共同調達業務を担当する社員数(延べ数)	受講者数	実施率
NTT東			97%(※)
NTT西			100%
NTTドコモ			100%
NTTコム			100%
NTTデータ			100%
NTTコムウェア			100%

※研修未実施の社員は長期休職中となり、復職後速やかに研修を実施予定。

対応方針

- 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に基づいた措置を実施しているか、引き続き注視。

確認内容	確認結果(暫定)	対応方針
＜⑥共同資材調達の扱い＞ 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(令和2年8月)に基づいた措置を実施しているか。	・ 上記を踏まえると、令和5年度における共同調達に関して、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に照らして、具体的な問題が生じているとは認められない。 ・ また、NTT持株によれば、共同調達受付窓口では、他事業者に対して、NTTグループ会社と同等の条件で共同調達に参加する機会を設けるため、ホームページで問合せフォームを開設しているが、これまで、他事業者からの事前相談や問い合わせは1件も寄せられていないとのことであった。 ・ 事業者アンケートにおいて、他事業者に対し、共同調達に参加しなかった理由等を確認した結果、他事業者からは、以下のような意見が寄せられた。 ・ 経営情報がNTTグループに流れることを懸念している。 ・ NTTグループによる情報提供が不足している。 ・ そこで、共同調達情報の目的外利用に係る措置、及び他事業者への情報提供の状況について、NTT持株に確認したところ、以下のとおり。 ・ 共同調達情報の目的外利用禁止に係る措置については以下のとおりであるとのこと。 ✓ 各社が共同調達事業者であるNTT Global Sourcing, Inc.(NTT-GS)との間で授受する共同調達に係る情報については、旧NTTと分離会社との間、旧NTTと共同調達に参加する他事業者(以下、単に他事業者という)との間、分離会社と他事業者との間で参照することができないよう、共同調達に係る情報管理システムにおいて、適切なアクセス権を設定している。 ・ NTT持株によれば、他事業者に対して、共同調達への参加の検討に資する以下の情報をホームページで公表しているとのことであった。 ✓ 共同調達事業者及び共同調達受付窓口への委託費、料金体系(共同調達実施計画及び共同調達受付窓口ホームページで公表) ✓ NTTグループの共同調達の成立状況等(共同調達案件に含まれる主な資材の内容) ✓ 共同調達への参加にあたっての留意事項、受付フロー等(共同調達受付窓口ホームページで公表) ・ 他事業者による、共同調達への参加については、今後の状況推移を継続的に注視していく必要がある。	・ 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」に基づいた措置を実施しているか、引き続き注視。
＜⑦研究開発成果の公平な開示等＞ NTT持株又はNTT東西が、NTTドコモ、NTTコム、NTTデータ又はNTTコムウェアに対して行う研究成果に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同等とされているか。	NTT持株によれば以下のとおり。令和6年度検証においては、他事業者等に対して実施したアンケート結果を踏まえても、研究開発成果の公平な開示等に係る条件に関して具体的な問題が生じているとは認められない。 ・ 研究開発成果の開示・利用に関して、当社は、電気通信ネットワークの接続に不可欠な技術をはじめとした研究開発成果を、原則(※3)としていつでも適正な対価を前提に技術開示を実施。 ・ 具体的には、持株の基盤的研究開発成果については、ホームページ等で公開し、その成果の活用を希望される方に、適正かつ公平な条件での提供に努め、全事業者に対して一律の対応を実施。 ・ 技術開示にあたっては、「基盤的研究開発費用の負担による利用(※4)」と「適正な対価を前提にした技術開示による利用」があり、NTT持株の研究成果に対しては、両者のうちどちらかを選択、NTT東西の研究成果においては、後者により技術開示を実施。 ・ なお、NTT持株及びNTT東西は「日本電信電話株式会社の再編成後の状況報告について」に基づき、技術の開示状況等について、総務省へ報告を実施。 (※3) プライバシーやセキュリティの保護に関連する研究開発成果はライセンスができない場合がある。また、研究開発の段階によってはすぐにライセンスに応じることが難しい場合がある。 (※4) 基盤的研究開発のリスクテイクを前提とした費用負担により、その結果として創出される成果を利用するもの。	・ 令和6年4月に施行された「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第20号)により、研究開発成果の普及責務が撤廃されたことに伴い、令和6年度検証限りで検証は終了。

**⑥ 未指定事業者に対するグループ内事業者への
優先的な取扱い等についての把握・検証**

- ❑ 「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表8(3)③に基づき、関係事業者へのアンケート等を通じ、未指定事業者に対し、以下の観点について、把握・検証を行った。
 - ✓ 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要
 - ✓ 電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要
 - ✓ 電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要
- ❑ 1点目の観点については、接続等関連情報の取扱いについて定めた、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(令和7年3月最終改定)において、MNO等に求められる具体的な措置の実施状況をヒアリングにおいて確認した結果、当該措置については実施されていることが確認された。2点目、3点目の観点については、アンケート等において報告のあった懸念事項について事実関係を確認した。
- ❑ 令和6年度における未指定事業者に対する実態把握の結果を踏まえると、現時点において、未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられないが、引き続き、アンケートにより情報収集を続けるなどにより、注視したい。

【MVNOガイドラインにおいて求められる具体的な措置と、未指定事業者の実施状況】

MVNOガイドラインにおいて 求められる具体的な措置	KDDI	ソフトバンク
①利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定	・接続等関連情報の目的外利用の禁止は、接続約款や卸契約に規定。 ・利用を制限する接続等関連情報の範囲:接続・卸に係る協議資料等の関係者外秘の情報全て ・利用目的の特定:接続・卸の業務遂行に必要な範囲でのみ利用	・MVNOから取得する情報は必要最低限とし、トラフィック/契約数予測やNW構成図等の情報提示を依頼。 ・情報の取扱いについては、接続約款において、守秘義務及び目的外利用の禁止を明記。
②接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定	・接続等に関する業務に関わる組織(主に渉外関連部門・技術関連部門)以外の組織(主に営業部門・サービス部門)にはアクセス権限無し。	・事業者対応窓口を設定し、社内関係部門(法人事業担当部門、相互接続部門及び関係する技術部門。営業部門を除く)のみアクセス可能。
③接続等関連情報を入手した者、情報及び日時 の記録	・接続等に関する業務の協議状況や情報の授受等を記録。 ・進捗状況とともに情報管理の履行状況を確認。	・MVNOから情報を入手した人、日時等も管理。
④接続等関連情報の取扱いについての遵守すべき事項を定めた規程の策定	・「接続等関連情報の取扱いに関するマニュアル」の整備	・情報の閲覧権限等の取扱いに関する規程を整備。
⑤当該規程を遵守させるための研修の実施	・接続等に関する業務に関わる組織に着任時に研修を実施。	・入社時及び定期的に情報の取扱いに関する研修を全社員必須受講。

確認項目	KDDI	ソフトバンク
電気通信業務についてのグループ内事業者との取引の概要	・KDDIの特定関係法人である電気通信事業者は、48者(令和6年3月末時点)。	・ソフトバンクの特定関係法人である電気通信事業者は、37者(令和6年3月末時点)。
電気通信業務についての取引に係るグループ内事業者の取扱いに関する考え方の概要	・グループ内事業者と他事業者との取引については、公平な取り扱いを実施。 ・モバイルサービスを提供する上での基本的な機能については、全てのMVNOが閲覧できるよう標準プランを作成し、HPに掲載。 ・既存MVNO(契約関係のあるMVNO)に対しては、新たな機能を提供する場合や既存の提供条件を変更する場合、その提供条件について、NDAを締結し、同内容を同時期に情報提供。	・取引事業者が特定関係法人か否かに関わらず、接続及び卸に関する取引は同等の取り扱いで実施。 ・接続約款においても、設備利用における不当な差別的取扱いを行わないことを明記。
アンケート等で指摘のあった事項に関する見解	・総務省が調査を行ったアンケートのうち、競争事業者の一部からは、以下のような事例が存在し、グループ内事業者への優先的な取扱いに該当する疑いがあるのではないかと指摘がなされた。 ✓ KDDIのグループ内事業者(MVNO)において、iPhoneの取り扱いやiPhoneでAPN設定不要なSIMカードの提供が行われている。 ・令和4年度検証及び令和5年度検証の結果(スライド44、45参照)を踏まえ、総務省から以下の質問をKDDIに送付した。 ✓ 独立系MVNOからKDDIに対してAPN設定不要化の申し入れがあった場合、KDDIからApple社に対して、当該独立系MVNOのAPN設定を不要とするように申し入れ等を行うことは可能か。 ・上記質問に対するKDDIの回答は以下のとおりであった。 ✓ Apple社に申し入れを行う立場にはない事柄であると考えるが、独立系MVNOの要望に応じて、Apple社への伝達に対応する。 上記の状況については、移動系通信における市場動向とともに、引き続き注視を行う。	・令和6年度においては、アンケート等で、公正競争上の指摘はなかった。

確認項目	KDDI	ソフトバンク
アンケート等で指摘のあった事項に関する見解	(令和4年度年次レポートp225、226から抜粋) - この点、KDDI に対し事実確認等を行ったところ、以下のとおり回答があった。 ✓ 一部のグループ内事業者に対し、KDDI が調達した iPhone を転売しているのは事実であるが、端末の取扱いがどこまで許容されるかは、端末メーカーとの協議を踏まえて決定されるもの ✓ KDDI から配布する SIM カードは、グループ内外を問わず、違いがない (令和5年度年次レポートp270、271から抜粋) - これを踏まえ、総務省から事実関係等について以下の質問項目①～⑤を KDDI に送付した。 ① Apple 社のキャリア設定配布用のサーバから、KDDI のグループ会社のMVNO の名前を冠したキャリア設定ファイルが配布されているのは事実か。 ② ①が事実である場合、これらのファイルは、KDDI のグループ会社の MVNO の iPhone 利用者に向けたキャリア設定ファイルか。 ③ ①が事実である場合、これらのファイルのダウンロードは、一般に、利用者による設定は必要なく、iPhone が自動的に行うものと理解しているが、KDDI のグループ会社のMVNO の利用者 の 場 合 にiPhone がそれを認識して当該設定ファイルをダウンロードするメカニズムについて、分かることがあれば教えてほしい。 ④ ①が事実である場合、これらのファイルの作成の際に、KDDI が Apple社に協力しているか。している場合は、どのような協力をしているか。 ⑤ ①が事実である場合、これらのファイルを iPhone がダウンロードすることでどのような設定が行われるのか。 - 上記質問項目に対する KDDI の回答は以下のとおりであった。 a. 端末メーカーとの契約上、お答えできない。	

確認項目	KDDI	ソフトバンク
アンケート等で指摘のあった事項に関する見解	• KDDI のグループ内 MVNO であり、HP上でiPhoneのAPN 設定が不要である旨、明記しているビッグローブ・J:COMに補足的に事実関係等を確認したところ、回答は以下のとおりであった。 • (ビッグローブ) 当社サービスの利用者は、iPhoneのAPN設定が不要である点は事実であるが、APN設定を不要にするに当たりどのような交渉・協議・契約をしているかについては、KDDIとの契約上答えられない。なお、当社は端末メーカーとは交渉・協議・契約は行っていない。 • (J:COM) 当社サービスの利用者は、iPhoneのAPN設定が不要であると理解しているが、端末/OS側での具体的な仕組み・仕様について当社では把握していない。	

⑦ その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認

- ❑ 電柱を保有する主要な電気通信事業者20社に対して、電柱の保有状況及び貸与状況を確認した。
- ❑ また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(令和5年12月改定。以下「競争指針」という。)及び「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(令和7年3月改定。以下「電柱管路ガイドライン」という。)で定められている電柱の貸与に関する以下の取組について、電柱保有者による実施状況を確認した。引き続き、必要な確認を行い、今後、検証結果をとりまとめる予定。
 - ✓ 競争指針において望ましい行為とされている「電柱の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等」、「電柱の貸与状況の公表」
 - ✓ 電柱管路ガイドライン第13条において実施することとされている「電柱の貸与申込手続の公表等」

A 電柱の保有状況及び貸与状況

電柱の保有状況(保有本数、貸与本数)及び貸与状況(申請受付件数、提供可能とした件数、提供不可とした件数、提供検討中の件数)を確認する。

B 電柱の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者※の情報を遮断する措置を講じているか確認する。

※自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者のこと。

C 電柱の貸与申込手続の公表等

貸与申込手続等に関する標準実施要領を作成し、あらかじめ公表しているか確認する。

D 電柱の貸与状況の公表

インフラベースの事業者への電柱の貸与状況を事後的に公表しているか確認する。具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことを検証できるよう、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ公表しているか確認する。

A 電柱の保有状況及び貸与状況

- 令和6年3月末時点の電柱の保有状況(保有本数、貸与本数)について確認した。貸与本数については、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外の事業者(以下「その他事業者」という。)に分けて確認した。
- 回答のあった20社のうち、電柱の保有本数及び貸与本数を集計していた18社の電柱の保有本数は約2,433万本であり、そのうち約2,014万本(自己の関係事業者向けに約86万本、その他事業者向けに約1,928万本)が貸与されていた。
- NTT東西の電柱の保有本数は約1,181万本であり、そのうち約803万本(自己の関係事業者向けに約45万本、その他事業者向けに約758万本)が貸与されていた。

貸与元	貸与先	保有本数	貸与本数(延べ)	
電気通信事業者 (※1) (n=18)	自己の関係事業者	2,433万本	2,014万本	86万本
	その他事業者			1,928万本
	N T T 東西	1,181万本	803万本	45万本
				758万本
	電力事業者 (※2) (n=3)	1,235万本	1,211万本	41万本
				1,170万本
	その他電気通信 事業者 (n=13)	18万本	0.3万本	0.1万本
				0.2万本

※1 保有本数及び貸与本数を集計していない2社は含まない。

※2 一般送配電事業者である電気通信事業者。

A 電柱の保有状況及び貸与状況(続き)

- 令和5年度の電柱の貸与状況(申請受付件数、提供可能とした件数、提供不可とした件数、提供検討中の件数)について、貸与先を自己の関係事業者とその他事業者に分けて確認した。また、自己の関係事業者に対する優遇の有無について、電柱の調査申請※への対応状況を補足的に確認した。具体的には、令和5年度の電柱の調査申請に対して、自己の関係事業者に対する提供可能率が、その他事業者に対する提供可能率を上回っている程度を確認した。なお、通常、事業者は調査申請の結果を踏まえて利用申請を行い、電柱保有者と契約を締結している。
※認定電気通信事業者が電柱保有者に対し、電柱が利用可能であるか否かの調査を依頼するもの。
- 回答のあった20社の電柱の調査申請件数は約24万本(自己の関係事業者向けに約900本、その他事業者向けに約24万本)であり、そのうち提供可能とした件数は約23万本(自己の関係事業者向けに約800本、その他事業者向けに約23万本)であった。
- NTT東西については、電柱の調査申請件数は約13万本(自己の関係事業者向けに約300本、その他事業者向けに約13万本)であり、そのうち提供可能とした件数は約12万本(自己の関係事業者向けに約200本、その他事業者向けに約12万本)であった。自己の関係事業者に対する提供可能率は他事業者に対する提供可能率を上回っていなかった。
- 電力事業者※については、電柱の調査申請件数は約11万本(自己の関係事業者向けに約600本、その他事業者向けに約11万本)であり、そのうち提供可能とした件数は約11万本(自己の関係事業者向けに約600本、その他事業者向けに約11万本)であった。自己の関係事業者に対する提供可能率が、他事業者に対する提供可能率を上回っているものの、その差は1%未満に過ぎなかった。
※一般送配電事業者である電気通信事業者。
- 電柱を提供不可とした理由については、電柱管路ガイドラインの第3条第1項第5号「技術基準に適合しない場合等」、具体的には電柱の強度不足を挙げる回答が多かった。

貸与元	貸与先	調査申請件数	提供可能件数	提供不可件数	検討中件数 (※ 2)	提供可能率	
電気通信事業者 (n=20)	自己の関係事業者	858	837	11	10	98.70%	
	その他事業者	236,501	228,968	4,017	3,516	98.28%	
	N T T 東西	自己の関係事業者	269	248	11	10	95.75%
		その他事業者	128,922	122,424	3,181	3,317	97.47%
	電力事業者 (※ 1) (n=5)	自己の関係事業者	587	587	0	0	100.00%
		その他事業者	107,537	106,511	827	199	99.23%
	その他電気通信 事業者 (n=13)	自己の関係事業者	2	2	0	0	100.00%
		その他事業者	42	33	9	0	78.57%

※1 一般送配電事業者である電気通信事業者。

※2 令和5年度末時点で、提供可否について検討中の案件数を指す。

B 電柱の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

- 電柱の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置の取組状況を確認した。
- 回答のあった20社のうち、NTT東西含む14社は情報遮断措置を実施していた。
- NTT東西において実施している具体的な情報遮断措置は以下のとおり。
 - 設備部門とその他部門・自己の関係事業者との間においては、貸与手続き等に関するシステムや電柱の保守・運用に関するシステムの利用権限は、設備部門において当該業務に従事している者のみに限定することで、情報遮断措置を講じている。
 - 権限の付与状況についても定期的に棚卸を実施することで、適切に運用・管理を行っている。
 - 設備部門以外との兼務の禁止や居室の分離等、電気通信事業法に定められた措置を徹底している。
- NTT東西以外の電気通信事業者において実施している具体的な情報遮断措置の主なものは以下のとおり。
 - 貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報や電柱に関する情報は、他部門からは閲覧できない措置を講じている。また、情報閲覧に必要な権限付与についても、随時、見直しを実施している。
 - 社内で定めた情報セキュリティ基本方針、秘密情報取扱基準等に基づき、貸与担当部門以外が契約情報を閲覧できないよう厳重に管理する体制を整えている。契約情報を管理しているシステムのアクセス権限は貸与担当部門のみとしており、関係者以外はアクセス不可としている。契約書類原本は、施錠をしたキャビネット内に保管している。
- 情報遮断措置を実施していない電気通信事業者の情報遮断措置を実施していない主な理由は以下のとおり。
 - 他事業者への電柱の貸し出し実績はなく、他社から当社電柱の利用要望が出てきた際には、適切な対応を検討する。

C 電柱の貸与申込手続の公表等

- 電柱管路ガイドライン第13条で実施することとされている、貸与申込手続等に関する標準実施要領の公表の有無及び公表していない場合にはその理由を確認した。
- 回答のあった20社のうち、NTT東西を含む9社は貸与申込手続等に関する標準実施要領を公表していた。また、公表方法について確認したところ、NTT東西を含む9社とも、インターネット上のホームページへの掲載を行っていた。
- 標準実施要領を公表していない電気通信事業者の標準実施要領等を公表していない主な理由は以下のとおり。
 - 貸与申込の実績がない、もしくは少ないため。
 - 貸与申込件数が少ないため、申込窓口の連絡先を公表し、問合せ時に個別にご案内する対応としているため。
 - 自己保有の電柱が少ないため。
 - ケーブルの電柱添架においては、電力柱およびNTT柱への添架を基本としており、強度不足等の特別な事由がある場合のみ自社で建柱している。また、自社ケーブルのみの設計加重で計算しており、他社の添架ができる設計ではないため。

C 電柱の貸与申込手続の公表等(続き)

- 新設した電柱について、当該電柱の使用を希望する事業者がいつから申請手続を開始でき、使用可能となるかを補足的に確認した。
- NTT東西の回答は以下のとおり。
 - 電柱を建設する際は、委託会社はその地域での電柱建設を一括して発注する。委託会社に発注した当該建設工事が全体として完了し次第、竣工となり、おおむね1週間程度でシステムへ反映され、その後他事業者が使用可能となる。
- NTT東西以外の電気通信事業者の主な回答は以下のとおり。
 - 電柱新設工事が竣工し、社内システムに電柱データが反映されたのちに受付可能。(概ね1ヶ月程度)
 - 電柱新設に関わる工事が全て完了してから約10日後に電柱使用可能となる。
 - 供給工事などの電柱新設工事で、同時共架の希望がある場合は、申請用のwebに未反映であっても、臨時処理にて追加可能であるため、調査申請自体は直ちに可能。その後は可否判定等を行い、新規共架向け改修工事後に、共架開始連絡の後、共架事業者による共架が可能となる。調査申請より使用開始連絡までの期間は約29日。供給工事以外の新設柱の新設については、申請用webに新設柱が登録されるのを待っており、申請webへの新設柱反映は約2週間から1ヶ月かかる。その後は通常通りの申請が可能。
 - 工事完了(電柱を新設)のデータ反映後可能。1～2ヶ月程度で使用可能。

D 電柱の貸与状況の公表

- 競争指針において、自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、電柱の貸与状況（申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由）を定期的に取りまとめて公表することが望ましいとされており、その実施状況について確認した。また、公表していない項目がある場合にはその理由について確認した。
- 回答のあった20社のうち、5社は電柱の貸与状況を公表していたが、NTT東西含む15社は公表していなかった。なお、電柱の貸与状況のうち「貸与手続に要した期間」を公表している事業者はいなかった。
- 電柱の貸与状況を公表していない電気通信事業者の電柱の貸与状況を公表していない主な理由は以下のとおり。
 - 現在は公表していないが、今後、可能な範囲で公表していく考え。
 - 貸与申込の実績がない、もしくは少ないため。
 - 自己保有の電柱が少ないため。
 - ケーブルの電柱添架においては、電力柱およびNTT柱への添架を基本としており、強度不足等の特別な事由がある場合のみ自社で建柱している。また、自社ケーブルのみの設計加重で計算しており、他社の添架ができる設計ではないため。
 - 電気通信事業登録条件において、貸与先、貸与申込件数、貸与実績、貸与を拒否した件数は公表することとなっているが、貸与手続きに要した期間については定めがないため。

參考資料

事業者アンケートについて

- 市場動向の分析の一環として、電気通信事業者等に対するアンケートを実施した。

実施方法	総務省において実施（一部民間事業者に委託）
実施期間	令和7年2月5日～令和7年3月19日

アンケート対象者

【電気通信事業分野における市場動向の分析関係】

アンケート項目	内訳
○移動系通信	合計58者:MNO 事業者(7者)、SIM カード型契約数が5万以上のMVNO 事業者(35者※)、その他(17者) ※MNOと重複あり(1者)
○固定系データ通信	合計126者:自己設置又は接続の契約数10 万以上の事業者(31者)、回線の卸提供を受ける契約数が3万以上の事業者(27者)、ワイヤレス固定BBの提供事業者(67者)、その他(1 者)
○固定系音声通信	合計75者:固定電話提供事業者(6者)、IP電話の提供事業者(15者)、電話転送役務の提供事業者(54者)
○法人向けサービス	上記対象者(移動:58者、固定データ:126者)、Sler/ベンダー(24者)及びWANサービス/クラウドサービス提供事業者(7者)、その他(2者)
○(法人向けサービスのうち)ローカル5G	上記対象者(移動:58者、固定データ:126者)、Sler/ベンダー(24者)、WANサービス/クラウドサービス提供事業者(7者)、その他(35者)
○研究開発	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル

【電気通信事業者の業務の適正性等の確認関係】

アンケート項目	内訳
○規制対象事業者	NTT東西、NTTドコモ
○その他の事業者	上記3者以外のアンケート対象者(移動:55者、固定データ:123者、固定音声:72者、Sler/ベンダー:24者、WAサービス/クラウドサービス提供事業者:7者、その他:35者)
○電柱	合計39者

1.全事業者

- 1)それぞれの市場における競争状況に関して、最近(直近1～2年程度)変化
- 2)それぞれの市場における公正な競争を確保する上で課題と考えていること

2-1.移動(セット割)

- 1)セット割引提供状況
- 2)移動系通信と固定系通信のセット割引の内容
- 3)利用者の解約率(%)
- 4)解約率の傾向

2-2.移動(IoT M2M向け)

- 1)移動(IoT M2M向け)サービス提供有無
- 2)料金プラン
- 3)IoT／M2M向けサービスの料金や内容の変更内容
- 4)各種条件による通信料金の割引内容
- 5)IoT／M2M向けサービス向けに提供している通信規格と他に代替可能な通信規格と理由

2-3.移動(ローミング)

- 1)6ヶ月を超えて日本国内で同一ユーザが利用し続ける前提でのローミング回線の提供有無
- 2)国内ローミングと国際ローミングインそれぞれの方式別サービス提供状況
- 3)前問で国際ローミングインによるサービス「その他」の詳細
- 4)提供中のローミングサービスの①サービス概要、②メイン回線、③メイン回線の提供元事業者、④ローミング先事業者
- 5)契約数の大まかな規模
- 6)電気通信事業報告規則に基づくMVNOサービス契約数の四半期報告(様式15の3)の契約数に含めているか
- 7)大まかな契約数について、正確な契約数を特定することは可能か
- 8)特定できる場合、正確な契約数を特定するのに必要な作業や作業時間

3.固定系ブロードバンド

- 1)固定系ブロードバンドサービスの提供有無
- 2)ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの利用者・顧客ターゲット
- 3)固定系ブロードバンド市場における公正な競争を確保する上での課題

4.音声通話

- 1)提供している主要な音声通話サービスについて
- 2)携帯電話の音声通話サービスの加入数
- 3)固定電話・携帯電話・OTTサービス(音声アプリケーション等)間の代替性に係る認識について
- 4)固定電話網のIP網移行に伴う、固定電話の利用状況の変化に係る認識
- 5)音声通信市場における公正な競争を確保する上での課題

5.法人向けサービス

- 1)法人向けサービスの提供有無
- 2)提供サービスの内容、提供形態
- 3)「オンプレミスシステム+通信事業者WANサービス」と「パブリッククラウド上のシステム+クラウドまでのアクセス回線(主にインターネット等)」についてそれぞれの利用者、又は顧客ターゲットの違い

6.ローカル5G

- 1)ローカル5G事業におけるNTT東西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズの間の連携状況
- 2)ローカル5G事業におけるMNOとローカル5G事業者の連携状況や、全国BWA事業者と地域BWA事業者(ローカル5Gの免許人に限る)との連携状況
- 3)ローカル5G市場における公正な競争を確保するうえでの課題

7.研究開発

- 1) 研究開発の概要について、令和6年度の市場検証会議での説明内容からの変更点
- 2) 共同研究開発の現状や異業種連携の現状について、令和6年度の市場検証会議での説明内容からの変更点
- 3) NTT持株における基礎研究とNTTドコモ等の行う応用研究との関係について令和6年度の市場検証会議での説明内容からの変更点
- 4) NTT持株における基礎研究に係る各社の拠出額の直近の数値

8.電柱の貸与状況

- 1) 2024年3月末時点の電柱全保有数
- 2) 2024年3月末時点の電柱の合計貸与数
- 3) 2023年4月1日～2024年3月末までの電柱の調査申請状況
- 4) 2023年4月1日～2024年3月末までの電柱の使用申請状況
- 5) 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に記載の貸与申込手続等に関する標準実施要領の公表状況
- 6) 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に記載の貸与申込手続等に関する標準実施要領を公表しているURL
- 7) 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に記載の貸与申込手続等に関する標準実施要領を公表していない理由
- 8) 電柱を新設した後、実際にいつ使用可能となるかの平均期間
- 9) 電柱貸与に関する公表状況
- 10) 電柱を貸与しなかった事由別の内訳件数
- 11) 電柱を貸与しなかった事由の具体例
- 12) 電柱の貸与部門と他部門・自己の関係事業者との間において、どのような情報遮断措置を講じているか

9.業務の適正性(固定系通信)

- 1) NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供を行っていると思われる具体的な事例
- 2) NTT東西が特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与を行っていると思われる具体的な事例
- 3) NTT東西が他の電気通信事業者に対し、電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務について、NTTドコモ又はNTTコムに比べて不利な取扱いを行っていると思われる具体的な事例
- 4) NTT東西との間で、NTT東西から優先的な取扱い・利益付与又は不利な取扱い・不利益付与を受けることを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約
- 5) NTT東西との間で、NTT東西に対し優先的な取扱い・利益付与を行うことを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約
- 6) NTT東西が他の電気通信事業者（電気通信事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当な規律又は干渉をしていると思われる具体的な事例
- 7) NTT東西が貴社に対し、その業務について、不当な規律又は干渉をしていると思われる具体的な事例
- 8) 法人営業に関するNTT東西及びNTTドコモ・NTTコムの間での共同提案活動に関し、禁止行為規制の観点から、不当に優先的な取扱い等の問題が疑われる具体的な事例
- 9) その他禁止行為規制に係る制度上の課題等について
- 10) サービス卸に関して、NTT東西が、サービス卸ガイドラインに掲げる電気通信事業法上問題となり得る行為を行っていると思われる具体的な事例
- 11) サービス卸に関して、事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱いが疑われる具体的な事例
- 12) サービス卸を利用したサービスの提供に当たっての課題、サービス卸に関する意見・要望

10.業務の適正性(移動系通信)

- 1) NTTドコモが接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供を行っていると思われる具体的な事例
- 2) NTTドコモがNTTドコモの特定関係法人(総務大臣が指定するもの※に限る。)に対する不当に優先的な取扱い・利益付与を行っていると思われる具体的な事例
- 3) NTTドコモとの間で、NTTドコモから優先的な取扱い・利益付与を受けることを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約
- 4) NTTドコモとの間で、NTTドコモに対し優先的な取扱い・利益付与を行うことを内容に含む電気通信役務に関する契約又は電気通信役務以外の業務であって電気通信役務の提供に密接に関連した業務に関する契約
- 5) NTTドコモが他の電気通信事業者(電気通信事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、規律をし、又は干渉をしていることにより、不当な競争を引き起こしていると疑われる具体的な事例
- 6) NTTドコモが貴社に対し、その業務について、規律又は干渉をしていることにより、不当な競争を引き起こしていると疑われる具体的な事例
- 7) 法人営業に関するNTT東西及びNTTドコモ・NTTコムの間での共同提案活動や、NTTドコモ及びNTTコムの間での連携に関し、禁止行為規制の観点から、不当に優先的な取扱い等の問題が疑われる具体的な事例
- 8) その他禁止行為規制に係る制度上の課題

11.業務の適正性(その他)

- 1) NTTドコモ以外のMNOにおけるグループ内事業者への優先的な取扱いや、接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用が疑われる事例
- 2) 「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(令和5年9月)に基づく共同調達への参加を検討したものの参加しなかった場合の理由又は検討したことがない理由
- 3) 上記共同調達の実施にあたり、NTTグループ会社以外の電気通信事業者の参加を促進するよう、NTTにおいて、円滑な参加に必要となる情報の提供が不十分であるという認識である場合の具体的な点
- 4) 上記共同調達について、公正な競争を確保する上で課題と考えていること
- 5-1) NTT東西による県間伝送設備の入札(令和5年10月～令和6年9月)が行われたのを知っていたか
- 5-2) (知っている場合)入札への参加を検討したか
- 5-3) (検討した場合)参加したか
- 5-4) (参加していない場合)入札に参加しなかった理由
- 5-5) (今までに参加を検討したことがない場合)検討をしたことがない理由